

# 【建設分野】業務区分の統合

## 業務区分の整理の概要

### 【見直し前】

- 業務区分が19区分と細分化されており、業務範囲が限定的
- 建設業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、該当専門工事業団体等から特定技能の対象に含めるよう要望あり



### 【見直し後】

※R4年8月30日閣議決定

- 業務区分を**3区分**に統合し、業務範囲を拡大
- 建設関係の技能実習職種を含む**建設業に係る全ての作業を新区分に分類**
- 特定技能外国人の安全性確保等の観点から、専門工事業団体と特定技能外国人受入事業実施法人の連携により**訓練・各種研修を充実**

## 業務区分整理

### 旧業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	

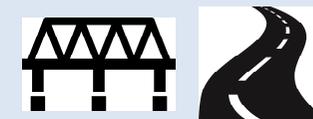


### その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工等

### 1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび  
建設機械施工 塗装等



### 2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき  
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工等



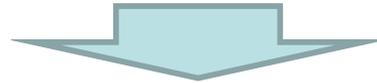
### 3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事等



# 業務区分と従事できる工事業の考え方

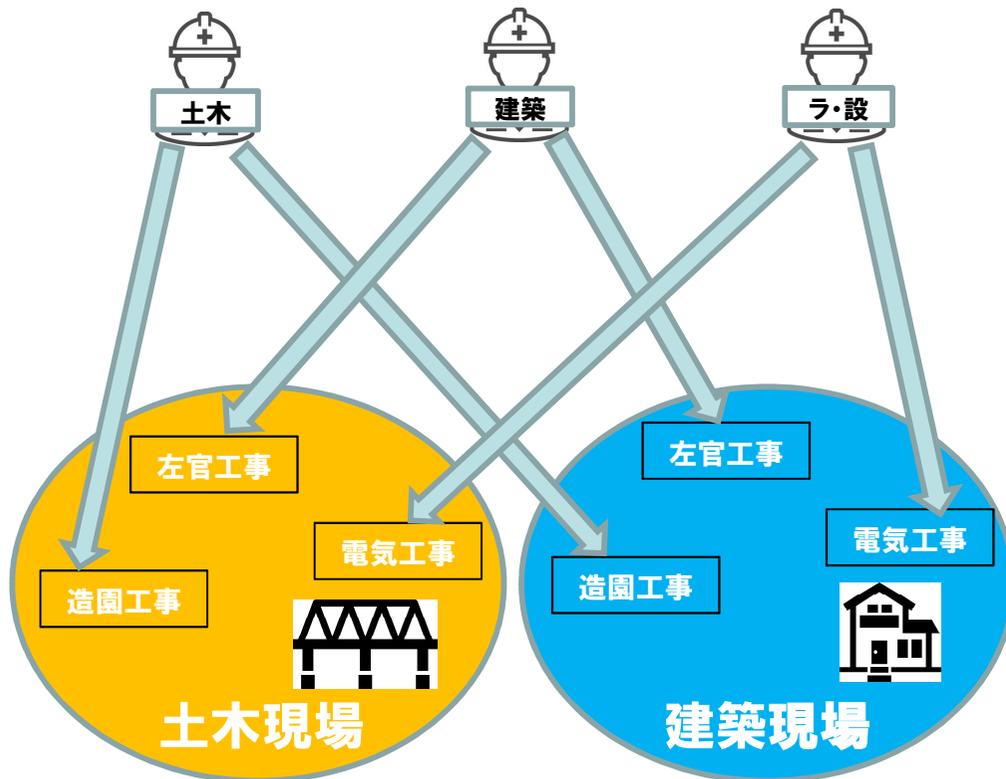
- ①在留資格上の業務区分は、**作業の性質をもとにした分類**であり、**作業現場の種類による分類ではない**。  
従事する作業については、現場を問わず実施可能。【参考1】
- ②各在留資格で実施できる工事の範囲は【参考2】のとおり。



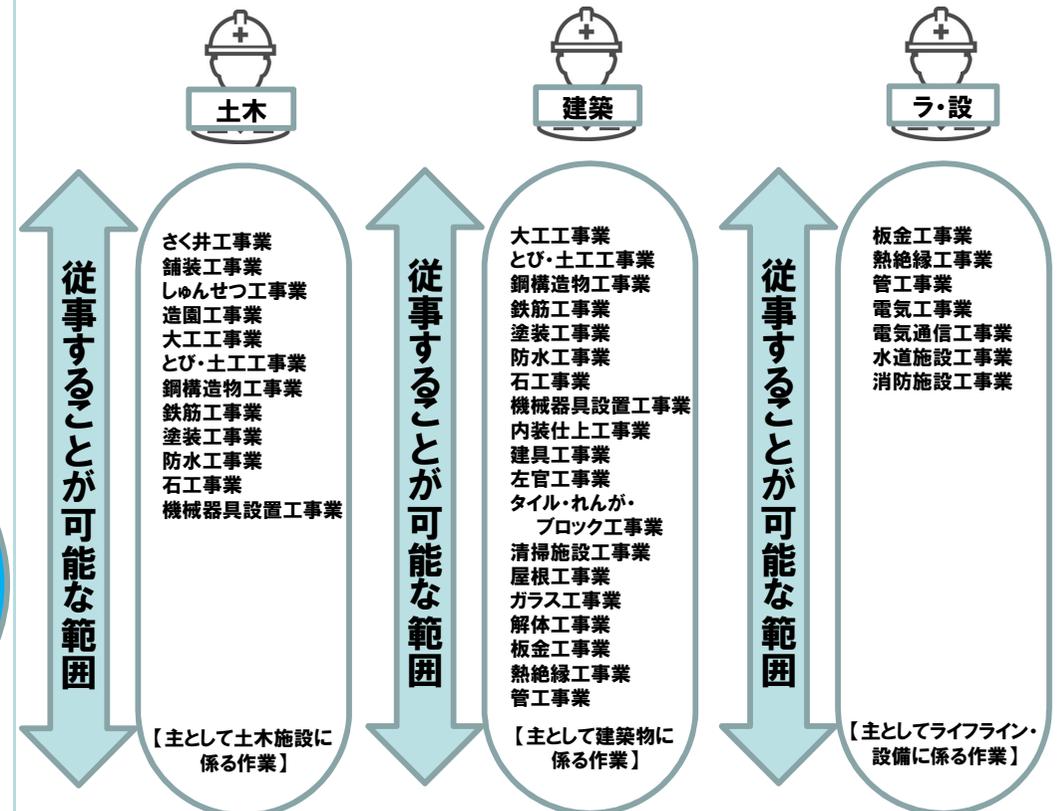
**したがって、認定を受けた在留資格に含まれる工事であれば、現場の種類を問わず、従事することが可能。**

※実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。

## <【参考1】業務区分のイメージ>



## <【参考2】各在留資格で実施できる工事の範囲>

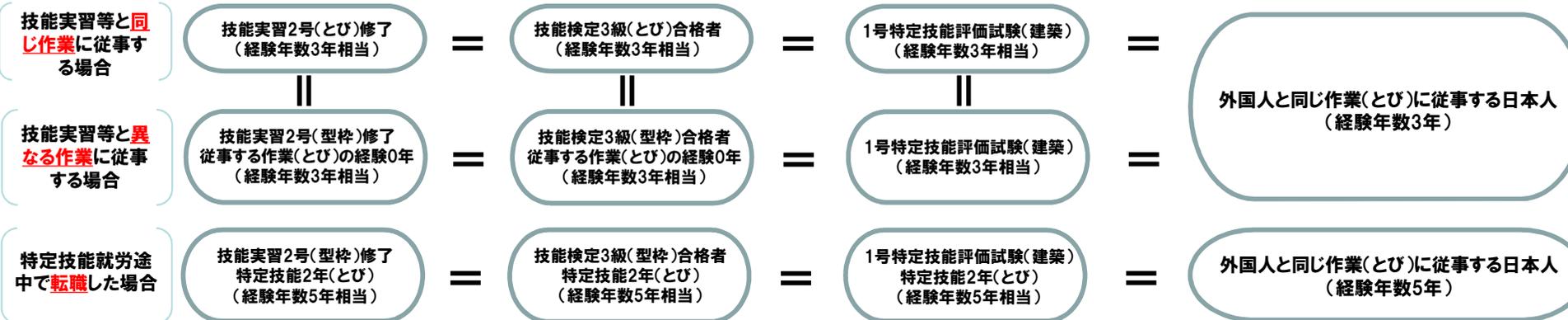


# 業務区分の統合を踏まえた、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬であることの方

## 原則

「同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬であること」とは、「基本給」及び「毎月固定的に支払われる手当等」が、以下の比較対象の考え方に則った比較対象の日本人と同等以上であることを言います。

【比較対象の考え方(例:建築区分で、とびに従事する場合)】



## 資格取得や条件達成時の追加手当等による差異

ただし、例えば以下のように、技能実習修了者、特定技能評価試験合格者、日本人技能者について合理的、かつ、客観的な技能の習熟に基づく公平な追加手当等を定めることが推奨されます。

- 職長手当
- 実際に従事する作業に関連する技能検定等の取得による技能手当
- 社内制度による検定等の合格による技能手当
- 特定の従業員のみが従事する業務による差異  
(例)営業、技能実習生の指導 等